

総合地球環境学研究所の特別客員教員に関する規則

平成 25 年 3 月 26 日制 定

規則番号 54 号

令和 2 年 3 月 10 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構特別客員教員規程第 3 条、第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所の特別客員教員の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 特別客員教員の選考は、教員会議の議に基づき、所長が行う。

(称号の授与の基準)

第 3 条 特別客員教授、特別客員准教授又は特別客員助教を称せしめることができる者は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程第 4 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項に定める選考基準に該当する者とする。

(通知書の交付)

第 4 条 特別客員教授、特別客員准教授又は特別客員助教を称せしめる場合には、別記様式 1 の通知書を交付するものとする。

(称号の授与の特例)

第 5 条 所長は、特別客員教員として委嘱する者に客員教授、客員准教授又は客員助教の称号を授与することができるものとする。

2 客員教授、客員准教授又は客員助教を称せしめる場合には、別記様式 2 の通知書を交付するものとする。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 総合地球環境学研究所の特別客員教授及び特別客員准教授の選考に関する規則(平成 21 年 9 月 8 日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 9 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式 1

通 知 書

(氏名) ○ ○ ○ ○	(現職)
(通知内容) 人間文化研究機構総合地球環境学研究所特別客員教員を委嘱する 総合地球環境学研究所特別客員教授（特別客員准教授又は特別客員助教）の 称号を授与する 期間は令和 年 月 日までとする	
(通知年月日及び通知者) 令和 年 月 日 総合地球環境学研究所長 ○ ○ ○ ○ 印	
(備考)	

別紙様式2

通 知 書

(氏名) ○ ○ ○ ○	(現職)
(通知内容) 人間文化研究機構総合地球環境学研究所特別客員教員を委嘱する 総合地球環境学研究所客員教授（客員准教授又は客員助教）の称号を授与する 期間は令和 年 月 日までとする	
(通知年月日及び通知者) 令和 年 月 日 総合地球環境学研究所長 ○ ○ ○ ○ 印	
(備考)	